

和泊町入学準備金貸付条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 12 日

和泊町教育委員会

和泊町教育委員会規則第 8 号

和泊町入学準備金貸付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泊町入学準備金貸付条例（令和 7 年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「高等学校」、「大学」、「保護者」、「入学準備金」、「貸付金」、「借受人」、「学生等」とは、それぞれ条例第 2 条に規定するものをいう。

(連帯保証人の資格)

第 3 条 条例第 3 条第 4 号の連帯保証人は、本町に居住する者で、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、町外の居住者を連帯保証人とすることができる。

(申請の手続)

第 4 条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない

- (1) 和泊町入学準備金貸付申請書（第 1 号様式）
- (2) 家庭調書（第 2 号様式）
- (3) 世帯全員が記載されている住民票の写し
- (4) 貸付けを受ける者及び連帯保証人の住民税納税証明書
- (5) 貸付けを受ける者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(貸付け資格の調査)

第 5 条 町長は、前条の書類の提出があったときは、調査を行い、必要に応じ和泊町入学準備金貸付審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 町長は、必要な調査又は審査会の答申に基づき、貸付資格の適否を決定し、これを和泊町入学準備金貸付（決定・却下）通知書（第3号様式）により当該貸付申請者に通知するものとする。

（借受手続）

第7条 前条の規定により適格の通知を受けた者が貸付金を借り受ける場合は、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 和泊町入学準備金貸付金借用書（第4号様式）
- (2) 入学決定を証明する書類

第8条 借受人は、借受人の保護する学生等が在学する高等学校長又は大学の学長の発行する在学証明書及び世帯全員の記載された住民票の写しを毎年3月末日までに提出しなければならない。

（貸付け）

第9条 貸付金は、高等学校又は大学入学の時期までに貸付決定を受けた保護者に対して行う。

（異動報告）

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく町長に報告しなければならない。

- (1) 学生等が入学しなかったとき。
- (2) 学生等が転校又は中途退学したとき。
- (3) 学生等が死亡したとき。
- (4) 借受人、学生等が住居を変更したとき。
- (5) 連帯保証人が死亡し、住居を変更し、又はその他の理由により資格を失ったとき。

（返還の方法）

第11条 条例第6条に規定する返還の方法については、半年賦は毎年前期は4月末日、月賦は毎月末日までに均等の方法により返還するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、町と借受人が協議して定める方法によることができる。

2 均等の方法により計算し、返還金に端数が生じたときは、最終の返還月で調整して返還するものとする。

（返還免除）

第 12 条 条例第 9 条の規定により、貸付金の返還免除を受けようとするときは、和泊町入学準備金貸付金返還免除願（第 5 号様式）を和泊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（審査会の任務）

第 13 条 条例第 10 条に規定する審査会は、町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し意見を答申する。

- (1) 貸付申請者に対する貸付け適否の審査に関する事項
- (2) 貸付金返還免除申請に対する適否の審査に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

（審査会の組織）

第 14 条 審査会の委員及び任期については、和泊町奨学資金貸付条例施行規則（昭和 44 年規則第 9 号）第 3 条に準ずるものとする。

（会長及び副会長）

第 15 条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

（会長及び副会長の職務）

第 16 条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 17 条 審査会の会議（次項及び第 3 項において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決める。

（事務局）

第 18 条 審査会の事務局は、教育委員会に置く。

（その他）

第 19 条 第 13 条から前条までの規定に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（委任）

第 20 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 12 日から施行する。